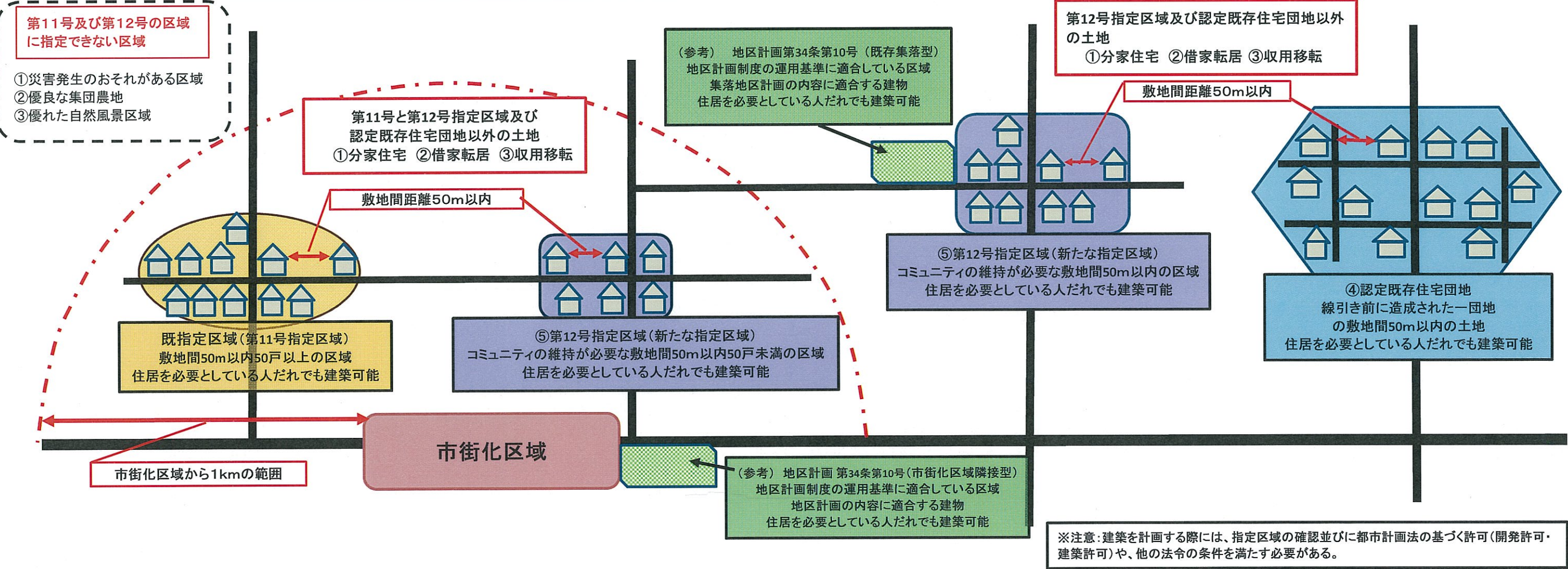


	法第34条第11号	法第34条第12号				法第34条第12号(追加)
区域	市街化区域から1km以内 敷地間隔50m以内 50戸以上連たんした土地					市街化区域から1km以内の50戸未満の既存集落又は市街化区域から1kmを超える既存集落 敷地間隔50m以内の土地
区域の指定の有無	第11号指定区域	区域指定なし				区域指定(第12号指定区域)
要件	指定区域内の土地に自己用住宅を必要とする者	①世帯の分化に伴う自己用住宅	②借家からの転居に伴う自己用住宅	③収用移転に伴う自己用住宅	④認定既存住宅団地における自己用住宅	⑤既存集落の指定区域内における自己用住宅
		⇒ 市街化調整区域に10年以上継続して居住している者と同居又は同居していた3等親内の親族が建築可能	⇒ 市街化調整区域の借家に10年以上居住している者	⇒ 土地収用法により住宅を移転又は除去する必要がある者	⇒ 線引き前から宅地形状している団地として認めている区域内での建築	指定区域内の土地に自己用住宅を必要とする者
		⇒ 分家先は居住している者の町の区域内、又はその周辺(概ね1km)の範囲を立地条件としている			⇒ 団地内の土地に自己用住宅を必要としている者	
建築物の目的	自己居住用	自己居住用				自己居住用
建築物の用途	専用住宅及び兼用住宅	専用住宅			専用住宅⇒専用住宅及び兼用住宅	専用住宅及び兼用住宅
建築できる人	住居を必要としている人だれでも	要件を満たす人			住居を必要としている人だれでも	住居を必要としている人だれでも
敷地面積	500㎡以下	500㎡以下				500㎡以下
土地の所有	自己所有(相続等予定地含む)又は借地	自己所有又は相続による継承が確約できる土地⇒自己所有(相続等予定地含む)又は売買による購入				自己所有(相続等予定地含む)又は借地



東近江市34条指定区域図（八日市東）

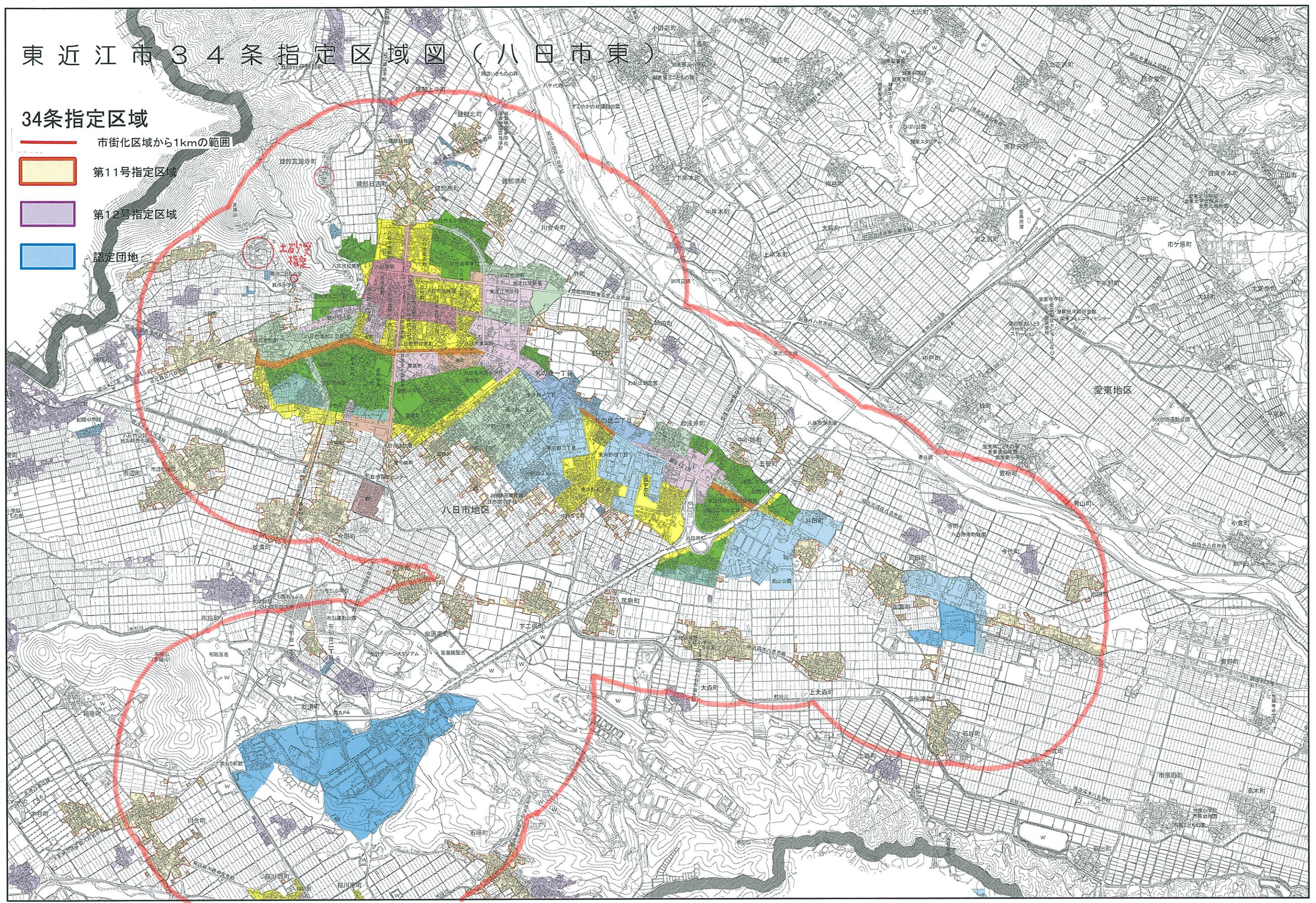
34条指定区域

市街化区域から1kmの範囲

第11号指定区域

第12号指定区域

認定団地



1:30,000

0 1 km

許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。

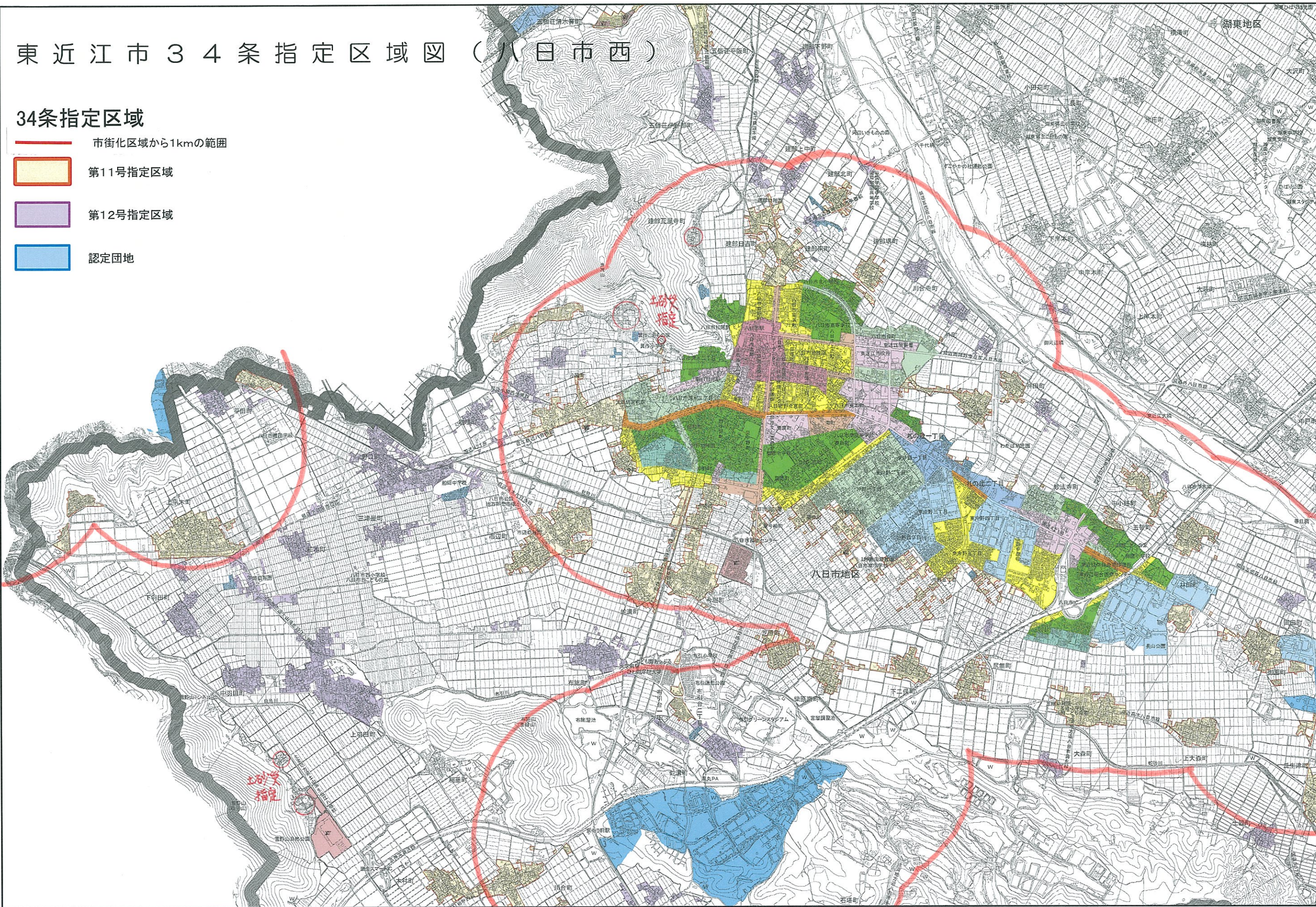
東近江市

（株式会社 パスコ調製）

東近江市34条指定区域図（八日市西）

34条指定区域

- 市街化区域から1kmの範囲
- 第11号指定区域
- 第12号指定区域
- 認定団地

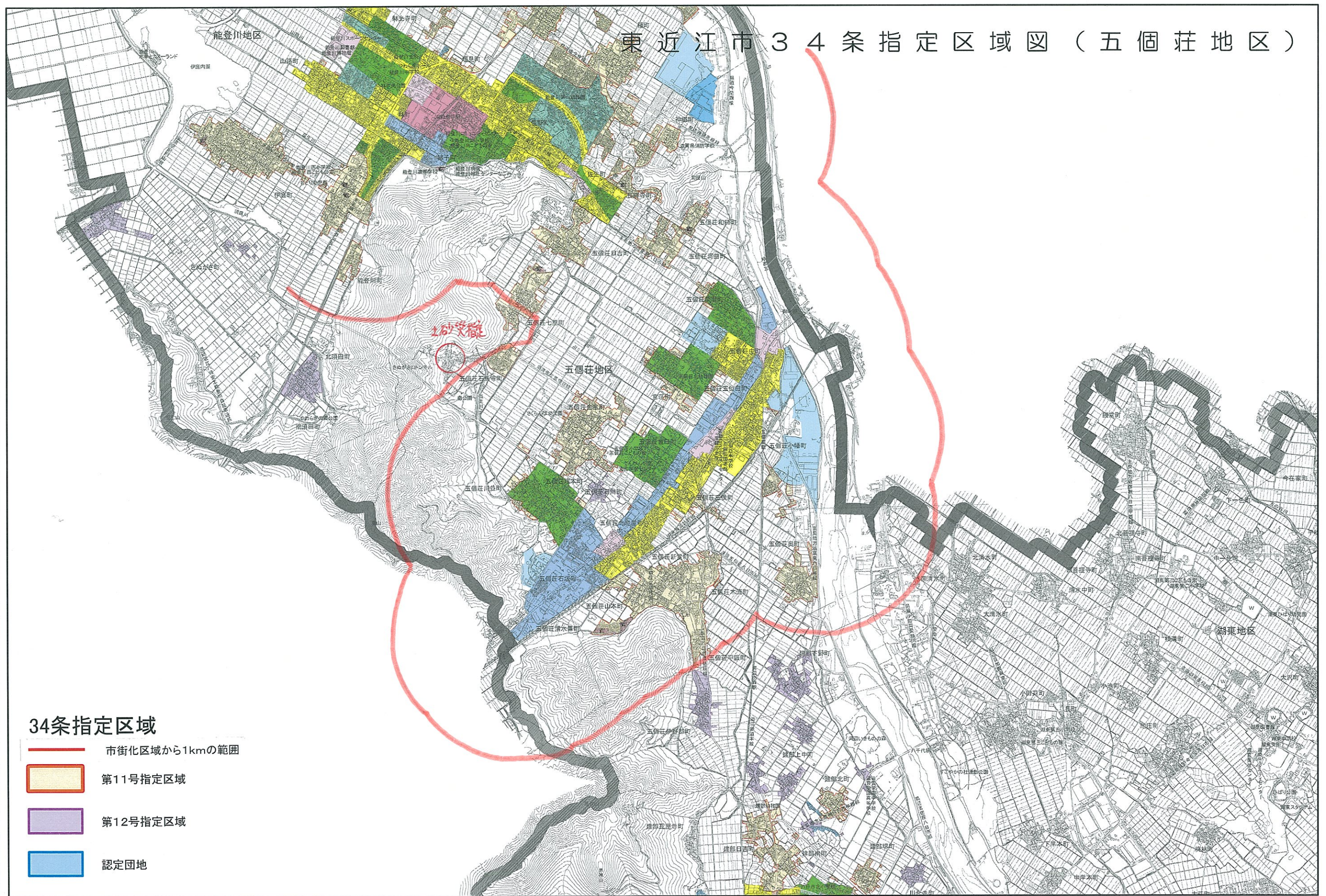


1:30,000

0 1 km

許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。

東近江市34条指定区域図（五個荘地区）



34条指定区域

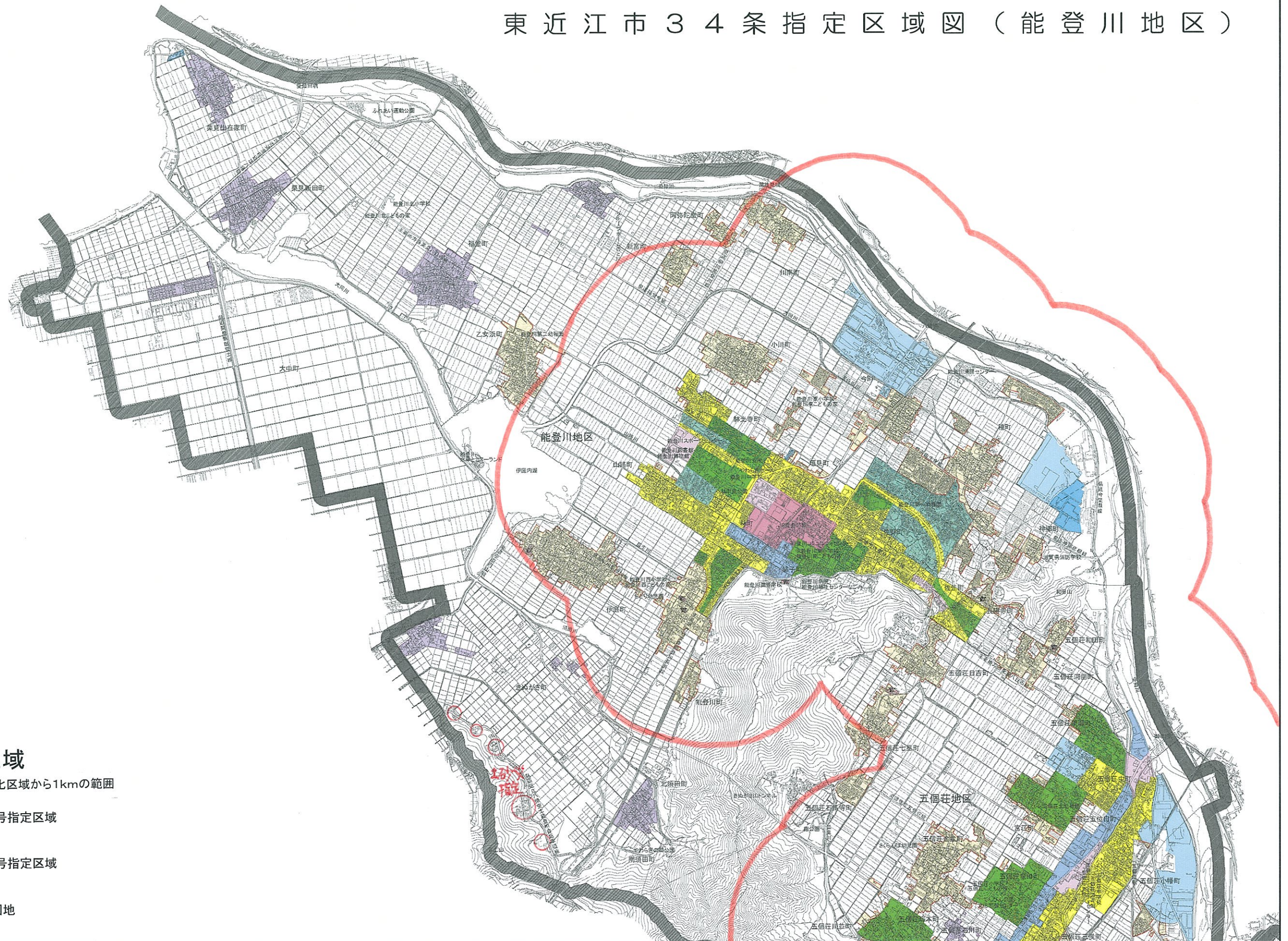
- 市街化区域から1kmの範囲
- 第11号指定区域
- 第12号指定区域
- 認定団地

1:30,000

0 1 km

許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。

東近江市34条指定区域図（能登川地区）



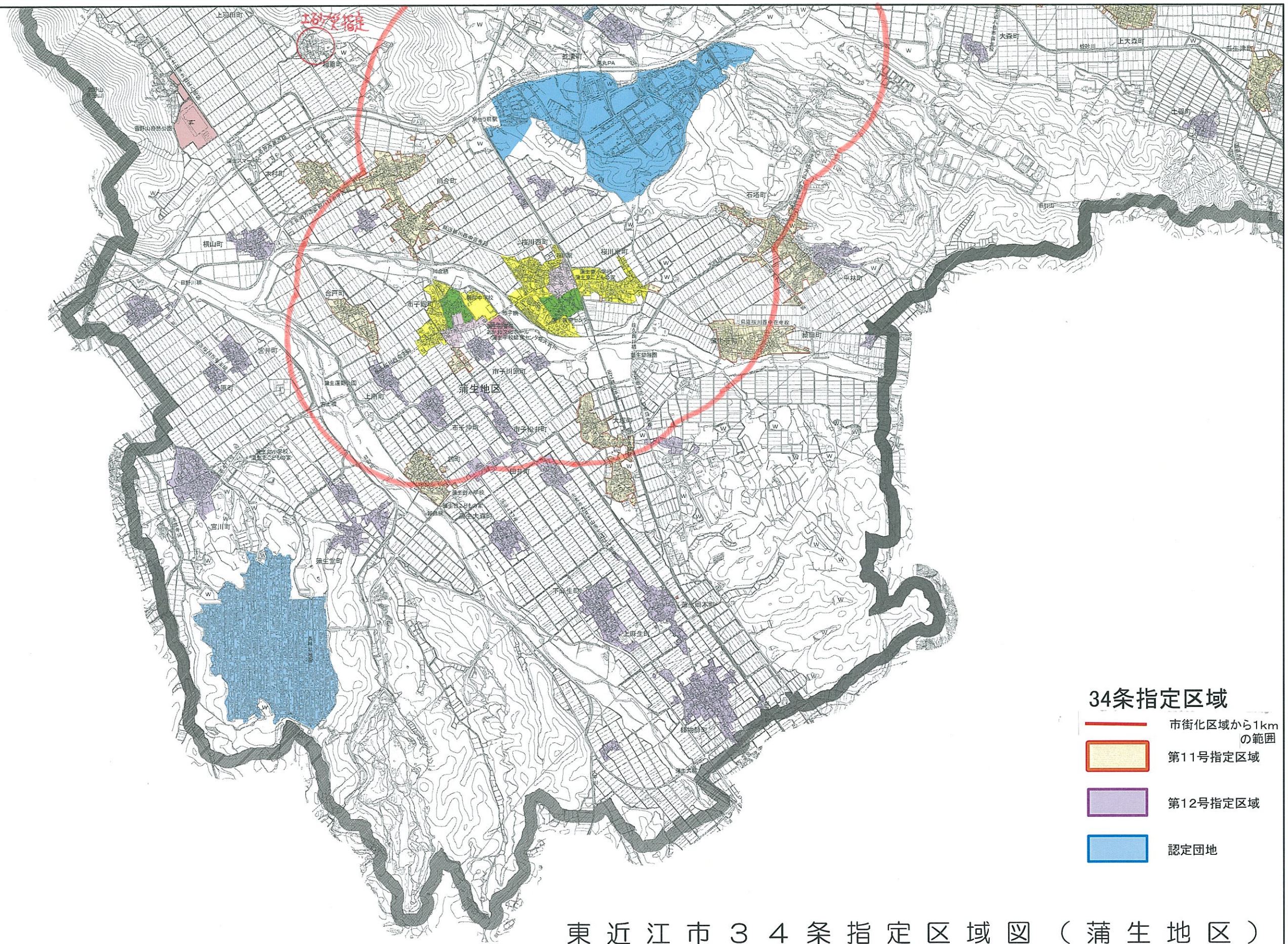
34条指定区域

- 市街化区域から1kmの範囲
- 第11号指定区域
- 第12号指定区域
- 認定団地

1:30,000

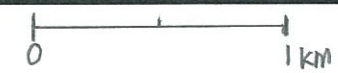
0 1 km

許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。



東近江市34条指定区域図（蒲生地区）

1:30,000



許可を受けることなく、二次的に利用することを禁止します。